

日本学生支援機構（JASSO） 給付奨学金「適格認定」について

1. 給付奨学金の「継続願」は提出不要

毎年 12 月から 1 月にかけて行っていた給付奨学金の「継続願」は、2024 年度より「提出不要」となりました。給付奨学金のみ受給している方は、継続願を提出する必要はありません。

【注意】貸与奨学金（第一種・第二種）も利用している方へ

- ・貸与奨学金継続願は **2024 年度も引き続き実施します。**貸与奨学生用の資料も併せて確認してください。提出内容や適格認定基準などが異なります。
- ・給付奨学金との併給制限により、**第一種奨学金の貸与月額が 0 円となっている場合も、第一種奨学金の継続願提出が必要です。**毎年の適格認定（家計）による支援区分見直しに伴って第一種奨学金の制限も変動する可能性があります。**第一種奨学金を辞退したいとの希望がなければ、必ず「継続」で手続きしてください。**

なお、「適格認定」は 2023 年度と同じく実施されます。

2. 適格認定とは？

学業成績等をもとに、次年度の支援継続可否を判断することを適格認定といいます。大学が3月に日本学生支援機構に報告し、日本学生支援機構が最終的な処置を決定します。

日本学生支援機構から結果が届き次第、4月上旬頃に B!bb's で適格認定結果を通知しますので、必ず確認してください。廃止・停止・警告となった場合は、別途手続きが必要です。

<適格認定の基準>

適格認定の基準は、給付奨学金・授業料減免ともに共通です。

認定区分	2025 年度の支援	基準	備考
廃止	なし (資格喪失)	1. 修業年限で卒業できないことが確定した場合 2. 2024 年度までの総修得単位数が標準修得単位数※ ³ の 5 割以下の場合 3. 学修意欲が著しく低いと判断した場合 4. 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること (下の「停止」の区分に該当するものを除く。)	
停止	なし (1 年間支援停止)	・警告の区分に該当する学業成績に連続して該当する(2 回目の警告が GPA 下位 4 分の 1 以下の基準のみに該当する場合に限る。また、連続して 3 回該当する場合を除く。)	翌年度の処置が警告以上の場合は廃止となり、継続の場合は支援再開となる。
警告	あり (成績が向上しないと停止または廃止)	・2024 年度までの総修得単位数が標準修得単位数※ ³ の 6 割以下の場合 ・2024 年度の成績が所属学科学年の下位 4 分の 1 に位置する場合※ ⁴ ・学修意欲が低いと判断した場合	2025 年度 初回振込日 4 月 21 日(月)
継続	あり	廃止、停止、警告以外の者	

※¹ 廃止基準に該当し、総修得単位数が標準修得単位数の 1 割以下である等、学業成績が著しく不良である場合、奨学生資格及び授業料減免の認定が遡及取消され、給付済の奨学金及び還付済の授業料減免額の返還を求めます。

※² 警告・停止・廃止基準内であっても、傷病・災害等やむを得ない事由があると認められる場合は、警告・停止・廃止に該当しないと認定される場合があります。

※³ 標準修得単位数は(別表 1)の通りです。

※⁴ 修得単位数および GPA を元に判定します。

(別表 1) ※表示されている数字以下の場合、警告・廃止に該当します。

		2024 年度終了時点の総修得単位数		
		1 年生	2 年生	3 年生
教育・人間科・情報・ 国際・経営	標準修得単位数	31 単位	62 単位	93 単位
	廃止	0～15 単位	0～31 単位	0～46 単位
	警告	16～18 単位	32～37 単位	47～55 単位
文	標準修得単位数	32 単位	64 単位	96 単位
	廃止	0～16 単位	0～32 単位	0～48 単位
	警告	17～19 単位	33～38 単位	49～57 単位
健康栄養	標準修得単位数	33 単位	65 単位	98 単位
	廃止	0～16 単位	0～32 単位	0～49 単位
	警告	17～19 単位	33～39 単位	50～58 単位

3. 2025 年度からの制度変更について(お知らせ)

●多子世帯への授業料無償化

2025 年度から多子世帯(扶養する子どもが 3 人以上いる世帯)の学生に対して、所得制限なく、大学等の授業料・入学金を国が定める一定額まで無償(減額)する制度が開始します。

すでに修学支援新制度(給付奨学金及び授業料等減免)を受給中の皆さんについては、**2025 年 1 月以降**に日本学生支援機構が多子世帯支援を利用可能か確認する予定です。

日本学生支援機構から対応の連絡があり次第、大学から学生へお知らせを行いますので、B!bb's や教育支援課/学生課 HP を随時確認してください。

制度の概要については、以下 HP からでもご確認いただけます。

<https://www.koshigaya.bunkyo.ac.jp/koshigak/news/9924>

●適格認定(学業)の要件変更について

2025 年度末に実施する適格認定より、学業要件が変更となります。詳細は以下の画像及び日本学生支援機構 HP よりご確認ください。

給付奨学生の皆さんにはより一層勉学に励んでいただくよう、お願いします。

https://www.mext.go.jp/content/20240704-mxt_gakushi_100001505_1.pdf

【7月8日更新版】

高等教育の修学支援新制度の学業要件って何？

支援の継続に当たっては、一定の学修意欲と学修成果を測る要件を満たす必要があります！

具体的な要件 ※★はこれから変更となる要件(変更内容については裏面参照)

1 警告(支援は継続)となる要件

- ・出席率が8割以下
⇒ 半期15回の授業のうち欠席が3回以上
- ・修得単位数が7割以下★
⇒ 単位数が、
1年生……21単位以下
2年生……43単位以下
3年生……65単位以下
4年生……86単位以下
(卒業に必要な単位数が124単位の場合)
- ・GPA(成績評価)が、
所属する学部等の下位4分の1

2 廃止(支援打ち切り)となる要件

- ・修業年限内で卒業・修了ができないことが確定
- ・出席率が6割以下★
⇒ 半期15回の授業のうち欠席が6回以上
- ・修得単位数が6割以下★
⇒ 単位数が、
1年生……18単位以下
2年生……37単位以下
3年生……55単位以下
4年生……74単位以下
(卒業に必要な単位数が124単位の場合)
- ・警告要件に2回連続で該当
※2回目の警告がGPA要件のみの場合は、
支援打ち切りではなく、次の判定まで支給停止

ちゃんと出席して、単位を取って、成績が上位4分の3なら大丈夫だね。でも、自分や家族が病気になったととに、授業を受けられなくて、支援を受けられなくなるのだとしたら、安心して進学できないなあ。

思いがけないことが起こるなど事情がある場合は、要件を満たさなくても打ち切り等にはなりません！

【7月8日更新版】

令和7年度からどう変わるの？

令和6年度以前からの在学者の方へ

3 警告(支援は継続)となる要件

- ・出席率が8割以下[変更なし]
⇒ 半期15回の授業のうち欠席が3回以上
- ・修得単位数が6⇒7割以下★
⇒ 単位数が、
1年生……18⇒21単位以下
2年生……37⇒43単位以下
3年生……55⇒65単位以下
4年生……74⇒86単位以下
(卒業に必要な単位数が124単位の場合)
- ・GPA(成績評価)が
所属する学部等の下位4分の1[変更なし]

4 廃止(支援打ち切り)となる要件

- ・修業年限内で卒業・修了ができないことが確定[変更なし]
- ・出席率が5⇒6割以下★
⇒ 半期15回の授業のうち欠席が8⇒6回以上
- ・修得単位数が5⇒6割以下★
⇒ 単位数が、
1年生……15⇒18単位以下
2年生……31⇒37単位以下
3年生……46⇒55単位以下
4年生……62⇒74単位以下
(卒業に必要な単位数が124単位の場合)
- ・警告要件に2回連続で該当[変更なし]
※2回目の警告がGPA要件のみの場合は、
支援打ち切りではなく、次の判定まで支給停止

令和6年度以前から在学している方も、令和7年度からは、この要件が適用されます。

本制度の詳細についてはHPをご覧ください！



以上